

# 法人番号に関連するNACCS機能改善のご案内

**JASTPROコード及び税関発給コードを保有していなくても、法人番号を保有していれば、リアルタイム口座及び包括保険が利用可能になります！！**

## 法人（※）に係るリアルタイム口座及び包括保険の利用条件

※個人のご利用者様は、これまでと同様にJASTPROコード又は税関発給コードの保有が必要です。

機能改善前

法人番号



JASTPROコード  
税関発給コード

機能改善後

法人番号

※現在、JASTPROコード及び税関発給コードを保有してリアルタイム口座及び包括保険をご利用されているご利用者様につきましては、リアルタイム口座及び包括保険をそのままご利用いただけます。

※今回の機能改善を受けて、JASTPROコード及び税関発給コードを保有している法人のご利用者様が当該コードを削除される場合、一部のNACCSの機能をご利用できなくなる等の影響がございますので、**裏面に記載の注意事項を必ずお読み下さい。**

※その他、詳細につきましてはNACCS掲示板をご確認ください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/etcdoc/6mid/index.html>

## 本資料に関するお問い合わせ先

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
システム運用部  
運用企画課 E-Mail : pcr@naccs.jp



## ※JASTPROコード及び税関発給コードを削除した場合の注意事項

JASTPROコード又は税関発給コードを保有している輸出入者様が当該コードを削除した場合、以下の影響がございますのでご注意ください。

以下の影響を回避するためには、引き続きJASTPROコード又は税関発給コードの保有が必要です。

### 【輸出入者様】

#### ● **NACCS業務全般が使用できなくなります。**

NACCSへの輸出入者としてのご参加には従来どおりJASTPROコード又は税関発給コードが必要です。JASTPROコード又は税関発給コードを削除された場合は、NSS（NACCSサポートシステム）から利用者コード廃止の手続きをお取りください。**利用者コードが廃止された時点で、管理資料の取得等NACCS業務全般が使用できなくなります。**

#### ● **事業所ごとに枝番を付してリアルタイム口座を使用している場合は、そのような枝番を付することができなくなります。**

例) 事業所ごとに使用するリアルタイム口座を分けている場合 ※税関発給コードも同様

事業所	JASTPROコード	法人番号	リアルタイム口座
本社	P12345670000	12345678901230000	口座番号A
大阪支店	P12345670001	12345678901230001	口座番号B
札幌支店	P12345670002	12345678901230002	口座番号C

JASTPROコードの削除により、JASTPROコードは使用できなくなります。

JASTPROコードの削除により、法人番号についても、枝番「0000」以外は使用できなくなります。

枝番「0000」以外の法人番号を使用した輸入申告が出来なくなることから、**枝番「0000」以外の法人番号（支店）専用として登録していたリアルタイム口座は使用できなくなります。**

#### ● **食品衛生法関連の以下の手続きについて再提出が必要になります。**

- 現在入出力装置設置届出をJASTPROコード又は税関発給コードで届出されている方で、JASTPROコード及び税関発給コードを削除しNACCS利用者コードも削除された後においても、通関業者にNACCSによる通関を委託される場合は、入出力装置設置届出を法人番号にて再提出願います。
- 現在品目登録制度をJASTPROコード又は税関発給コードを用いて登録されている方で、JASTPROコード及び税関発給コードを削除後も品目登録制度を引き続きご利用になる場合は、品目登録要請書を法人番号にて再提出願います。

### 【通関業者様】

#### ● **NACCSで次の機能が使用できなくなります。**

- 当該輸入者様に係る輸出入申告時の輸出入者名の英文自動補完機能を利用すること
- リアルタイム口座振替完了通知情報（出力情報コード：CAF6151）に、輸出入者様の口座名義人（英文）を表示すること